

平成 23 年（2011 年）福島第一原子力発電所事故に係る  
原子力災害対策本部の構成員追加について

平成 24 年 11 月 30 日  
内閣府（防災）  
原子力規制庁

1. 経緯

- 原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）において原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）が改正され、原子力災害対策本部の副本部長として、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長が追加されること等とされた。
- これを踏まえ、平成 24 年 11 月 2 日（金）の閣議において、「平成 23 年（2011 年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定）を改正し、副本部長の追加等、所要の整備を行った。

2. 改正内容

- 副本部長として内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を追加。
  - 本部員に係る記載を、原災法の規定ぶりに合わせて形式修正（構成員の変更なし）。
    - ・ 本部長 内閣総理大臣
    - ・ 副本部長 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員会委員長
    - ・ 本部員（1）本部長及び副本部長以外の国務大臣  
（2）内閣危機管理監  
（3）経済産業副大臣
  - 原子力安全委員会委員長に係る規定を削除。
- 等

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」の一部改正について

（平成24年11月2日  
閣議決定）

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」（平成23年3月11日閣議決定）の一部を次のように改正する。

2を次のように改める。

2. 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員会委員長

本部員 (1)本部長及び副本部長以外の国务大臣  
(2)内閣危機管理監  
(3)経済産業副大臣

4中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

5を削り、6を5とし、7を6とする。

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について（平成23年3月11日閣議決定）」  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名 称 平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部</p> <p>(2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）</p> <p>(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間</p> <p>2. <u>本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。</u></p> <p><u>本 部 長 内閣総理大臣</u></p> <p><u>副本部長 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員会委員長</u></p> <p><u>本 部 員 (1)本部長及び副本部長以外の国務大臣</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)内閣危機管理監</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3)経済産業副大臣</u></p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務</p>	<p>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名 称 平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部</p> <p>(2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）</p> <p>(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間</p> <p>2. <u>本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。</u></p> <p><u>本 部 長 内閣総理大臣</u></p> <p><u>副本部長 経済産業大臣</u></p> <p><u>本 部 員 総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、防災担当大臣、内閣危機管理監</u></p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務</p>

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について（平成23年3月11日閣議決定）」  
新旧対照表

<p>の一部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く。</p> <p>(1) 名称 平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部</p> <p>(2) 設置場所 福島県自治会館</p> <p>(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間</p> <p>4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、<u>内閣府</u>において処理する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>5.</u> 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。</p> <p><u>6.</u> 前各項に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が定める。</p> <p>以上</p>	<p>の一部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く。</p> <p>(1) 名称 平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部</p> <p>(2) 設置場所 福島県自治会館</p> <p>(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間</p> <p>4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、<u>内閣官房</u>において処理する。</p> <p><u>5.</u> <u>本部会合には、原子力安全委員会委員長が出席する。</u></p> <p><u>6.</u> 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。</p> <p><u>7.</u> 前各項に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が定める。</p> <p>以上</p>
---	---

## 原子力災害対策本部 構成員

本部長：	内閣総理大臣	野田 佳彦
副本部長：	内閣官房長官	藤村 修
副本部長：	拉致問題担当 経済産業大臣	枝野 幸男
副本部長：	原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） 環境大臣	長浜 博行
副本部長：	原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣（原子力防災） 原子力規制委員会委員長 内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 公務員制度改革担当 内閣府特命担当大臣（行政刷新） 総務大臣	田中 俊一 岡田 克也
	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 地域主権推進） 地域活性化担当	樽床 伸二
	法務大臣	滝 実
	外務大臣	玄葉 光一郎
	財務大臣	城島 光力
	文部科学大臣	田中 眞紀子
	厚生労働大臣	三井 辨雄
	農林水産大臣	郡司 彰
	国土交通大臣	羽田 雄一郎
	防衛大臣	森本 敏
	復興大臣	平野 達男
	東日本大震災総括担当 国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 内閣府特命担当大臣 （金融 「新しい公共」 少子化対策 男女共同参画）	小平 忠正 中塚 一宏
	国家戦略担当 海洋政策担当 内閣府特命担当大臣 （経済財政政策 科学技術政策 原子力行政 宇宙政策）	前原 誠司
	郵政民営化担当 内閣府特命担当大臣（防災）	下地 幹郎
	経済産業副大臣 内閣危機管理監	松宮 勲 米村 敏朗

